

島田市サテライトオフィス等進出事業費補助金（案）

1 事業の趣旨

新たな産業及び雇用を創出し、地域経済の活性化を図るため、市内において新たにサテライトオフィスの設置やシェアオフィス等の開設、又は市内への本社移転を行う企業等を支援する。

2 用語の定義

①サテライトオフィス

サテライトオフィス 市内に事業所を設置していない企業等が、市内に新たに設置する本社機能（企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、研究開発、情報処理等を行う機能をいう。）の一部をもった施設

②シェアオフィス等

事務所として利用できる個室又は共用のレンタルスペースその他これに類するものうち、シェアオフィス等の運用を主たる目的として整備される施設

③本社移転

市外に本社を設置している企業等が、市内に本社を移転すること

④企業等

会社又は個人事業主

3 補助対象者

市内に【サテライトオフィスを設置／シェアオフィスを開設／本社を移転】する企業等のうち、以下要件のいずれにも該当しないもの

- ・風営法に規定される営業を行おうとするもの
- ・チェーンストア、フランチャイズチェーンその他これに類する方式による営業を行おうとするもの
- ・市税等に滞納があるもの

4 補助対象要件

- ・補助金の交付後3年間は、整備した施設の運用を継続すること
- ・サテライトオフィスの設置及び本社移転の場合は、整備した施設において従業者（専従者を除く）が2人以上就労すること

5 補助対象期間

補助金の交付の決定のあった日からその年度の3月末日までの期間（最長1年間）

6 補助対象経費

補助対象経費	適用範囲
1 改修費	施設の改修及び改築並びに附帯設備の設置に要する経費 (工事費に限る)
2 賃借料	施設の賃借料 (敷金、礼金、共益費その他これらに類する経費を除く)
3 通信回線料	施設内で利用する通信回線利用料
4 設備費	施設内に常設され、専ら施設の運用のため使用される機械設備 及び備品等

7 補助金の額

事業区分	補助金額
1 中心市街地区域に立地する物件を対象とする事業	補助対象経費の額の3分の2以内の額とし、800万円を上限とする。
2 1以外の市内区域に立地する物件を対象とする事業	補助対象経費の額の2分の1以内の額とし、800万円を上限とする。

※国又は他の地方公共団体から同種の補助金を受けた場合にあつては、当該補助金の額から控除した額を交付するものとする。

※補助金の交付は、同一の補助対象者又は同一の施設について、1回限りとする。

8 予算額

800万円